

法務省民事局参事官室 御中

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見

2013（平成 25）年 6 月 1 4 日

ABL 協会

当協会は、ABL（Asset Based Lending）という新しい金融慣行の健全な普及・発展のために、ABLにかかわる企業・団体の枠組みを超えた横断的な取組の推進や、実務及び研究に携わる者の広範なネットワークの構築に資する活動を行うとともに、ABLの社会的信用の確保や債務者の保護を図ることを趣旨として、2007（平成 19）年 6 月に設立された任意団体である<sup>1</sup>。

法制審議会民法（債権関係）部会が決定した「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下、「中間試案」という。）が公表されたことに伴って、当協会において、ABLの推進に関わる中間試案の「第 18 債権譲渡」に関して、当協会の会員である実務家からのコメントを募ったところ、別紙記載の理由に基づき、実務的経験に基づく意見が集約された。そこで、当協会は、以下のとおり、中間試案に対する意見を提出する。

中間試案の「第 18 債権譲渡」の該当項目	意見（別紙記載の理由該当箇所）
1 債権の譲渡性とその制限（民法第 466 条関係） 民法第 466 条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 債権は、譲り渡すことができるものとする。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでないものとする。	賛成する。（理由 1）
(2) 当事者が上記（1）に反する内容の特約（以下「譲渡制限特約」という。）をした場合であっても、債権の譲渡は、下記（3）の限度での制限があるほか、その効力を妨げられないものとする。	現行法よりも一歩前進をするものとして評価する。（理由 2） 但し、債権譲渡禁止特約の効力を否定する立案についても、なお、継続して積極的に検討すべきである。この検討に際

<sup>1</sup> 当協会の概要や事業内容等については、当協会のウェブサイト（<http://abl-j.jp>）を参照されたい。

<p>(3) 譲渡制限特約のある債権が譲渡された場合において、譲受人に悪意又は重大な過失があるときは、債務者は、当該特約をもって譲受人に対抗することができるものとする。この場合において、当該特約は、次に掲げる効力を有するものとする。</p> <p>ア 債務者は、譲受人が権利行使要件（後記2（1）【甲案】ウ又は【乙案】イの通知をすることをいう。以下同じ。）を備えた後であっても、譲受人に対して債務の履行を拒むことができること。</p> <p>イ 債務者は、譲受人が権利行使要件を備えた後であっても、譲受人に対して弁済その他の当該債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができること。</p>	<p>しては、例外的に譲渡禁止の必要性が認められる債権（銀行預金等）については、民法ではなく、特例法により、譲渡禁止の効力を認めるべきである。（理由3）</p> <p>賛成する。（理由4）</p>
<p>(4) 上記（3）に該当する場合であっても、次に掲げる事由が生じたときは、債務者は、譲渡制限特約をもって譲受人に対抗することができないものとする。</p> <p>この場合において、債務者は、当該特約を譲渡人に対抗することができなくなった時まで（ウについては、当該特約を対抗することができなくなったことを債務者が知った時まで）に譲受人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとする。</p> <p>ア 債務者が譲渡人又は譲受人に対して、当該債権の譲渡を承諾したこと。</p> <p>イ 債務者が債務の履行について遅滞の責任を負う場合において、譲受人が債務者に対し、相当の期間を定めて譲渡人に履行すべき旨の催告をし、その期間内に履</p>	<p>賛成する。（理由5）</p> <p>前向きに評価する。（但し、譲渡制限特約の効力を認めない立案においては、このような対処は不要である。）（理由6）</p>

<p>行がないこと。</p> <p>ウ 譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があったこと。</p> <p>エ 譲受人がその債権譲渡を第三者に対抗することができる要件を備えた場合において、譲渡人の債権者が当該債権を差し押さえたこと。</p> <p>(注1) 上記(4)ウ及びエについては、規定を設けないという考え方がある。</p>	<p>慎重な検討を要する。(理由7)</p> <p>慎重な検討を要する。(理由8)</p>
<p>2 対抗要件制度(民法第467条関係)</p> <p>(1) 第三者対抗要件及び権利行使要件</p> <p>民法第467条の規律について、次のいずれかの案により改めるものとする。</p> <p><b>【甲案】(第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案)</b></p> <p>ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。</p> <p>イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。</p> <p>ウ (ア)債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記の内容を証する書面又は上記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。</p> <p>(イ)上記(ア)の通知がない場合であっても、債権の譲受人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。</p> <p><b>【乙案】(債務者の承諾を第三者対抗要件等とはしない案)</b></p> <p>特例法(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律)と民法と</p>	<p>(注)に記載された考え方(現状を維持するという考え方)に賛成する。(理由9)</p>

<p>の関係について、現状を維持した上で、民法第467条の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>ア 債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。</p> <p>イ 債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。</p> <p>(注) 第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持するという考え方がある。</p>	
<p>(2) 債権譲渡が競合した場合における規律</p> <p>債権譲渡が競合した場合における規律について、次のいずれかの案により新たに規定を設けるものとする。</p> <p><b>【甲案】</b> 前記(1)において甲案を採用する場合</p> <p>ア 前記(1)【甲案】アの登記をした譲渡又は同イの譲渡の事実を証する書面に確定日付が付された譲渡が競合した場合には、債務者は、前記(1)【甲案】ウ(ア)の通知をした譲受人のうち、先に登記をした譲受人又は譲渡の事実を証する書面に付された確定日付が先の譲受人に対して、債務の履行しなければならないものとする。</p> <p>イ 前記(1)【甲案】ウ(イ)の通知がされた譲渡が競合した場合には、債務者は、いずれの譲受人に対しても、履行することができるものとする。この場合において、債務者は、通知が競合することを理由として、履行を拒絶することはできないものとする。</p> <p>ウ 前記(1)【甲案】ウ(ア)の通知がされた譲渡と同(イ)の通知がされた譲渡が競合した場合には、債務者は、同(ア)の通知をした譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。</p> <p>エ 上記アの場合において、最も先に登記をした譲渡に係る譲受人について同時に登記をした他の譲受人があるときは、債務者は、いずれの譲受人に対しても、履行すること</p>	<p>上記(注)に記載された考え方を前提に、債務者の確定日付ある承諾の効力発生時期を、確定日付取得時である旨を明文化すべきである。(理由10)</p>

ができるものとする。最も確定日付が先の譲受人について確定日付が同日である他の譲受人があるときも、同様とするものとする。これらの場合において、債務者は、同時に登記をした他の譲受人又は確定日付が同日である他の譲受人があることを理由として、履行を拒絶することはできないものとする。

オ 上記エにより履行を受けることができる譲受人が複数ある場合において、債務者がその譲受人の一人に対して履行したときは、他の譲受人は、履行を受けた譲受人に対して、その受けた額を各譲受人の債権額で按分した額の償還を請求することができるものとする。

**【乙案】 前記（１）において乙案を採用する場合**

ア 前記（１）【乙案】アの通知がされた譲渡が競合した場合には、債務者は、その通知が先に到達した譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。

イ 上記アの場合において、最も先に通知が到達した譲渡に係る譲受人について同時に通知が到達した譲渡に係る他の譲受人があるときは、債務者は、いずれの譲受人に対しても、履行することができるものとする。この場合において、債務者は、同時に通知が到達した他の譲受人があることを理由として、履行を拒絶することはできないものとする。

（注）甲案・乙案それぞれに付け加えて、権利行使要件を具備した譲受人がない場合には、債務者は、譲渡人と譲受人のいずれに対しても、履行することができるものとするが、通知がないことを理由として、譲受人に対する履行を拒絶することができるものとする規定を設けるという考え方がある。

**3 債権譲渡と債務者の抗弁（民法第４６８条関係）**

**（１） 異議をとどめない承諾による抗弁の切断**

民法第４６８条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債権が譲渡された場合において、債務者は、譲受人が権利行使要件を備える時まで

上記のとおり、現状を維持すべきである。（理由１１）

<p>に譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとする。</p> <p>イ 上記アの抗弁を放棄する旨の債務者の意思表示は、書面でなければ、その効力を生じないものとする。</p>	
<p>(2) 債権譲渡と相殺の抗弁</p> <p>ア 債権の譲渡があった場合に、譲渡人に対して有する反対債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、債務者は、当該債権による相殺をもって譲受人に対抗することができるものとする。</p> <p>(ア) 権利行使要件の具備前に生じた原因に基づいて債務者が取得した債権</p> <p>(イ) 将来発生する債権が譲渡された場合において、権利行使要件の具備後に生じた原因に基づいて債務者が取得した債権であって、その原因が譲受人の取得する債権を発生させる契約と同一の契約であるもの</p> <p>イ 上記アにかかわらず、債務者は、権利行使要件の具備後に他人から取得した権利による相殺をもって譲受人に対抗することはできないものとする。</p>	<p>意見を述べない。</p>
<p>4 将来債権譲渡</p> <p>(1) 将来発生する債権（以下「将来債権」という。）は、譲り渡すことができるものとする。将来債権の譲受人は、発生した債権を当然に取得するものとする。</p> <p>(2) 将来債権の譲渡は、前記2（1）の方法によって第三者対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗することができないものとする。</p> <p>(3) 将来債権が譲渡され、権利行使要件が具備された場合には、その後に譲渡制限特約がされたときであっても、債務者は、これをもって譲受人に対抗することができないものとする。</p> <p>(注1) 上記（3）については、規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方もある。</p> <p>(4) 将来債権の譲受人は、上記（1）第2文にかかわらず、譲渡人以外の第三者が</p>	<p>賛成する。（理由1 2）</p> <p>賛成する。（理由1 3）</p> <p>賛成する。更に、権利行使要件が具備される前についても、将来債権の譲受人が不測の損害を被らないような規律を設けることを検討すべきである。（理由1 4）</p> <p>将来債権の譲受人が不測の損害を被らないような規律を設</p>

<p>当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権を取得することができないものとする。ただし、譲渡人から第三者がその契約上の地位を承継した場合には、譲受人は、その地位に基づいて発生した債権を取得することができるものとする。</p> <p>(注2) 上記(4)に付け加えて、将来発生する不動産の賃料債権の譲受人は、譲渡人から第三者が譲り受けた契約上の地位に基づき発生した債権であっても、当該債権を取得することができない旨の規定を設けるという考え方がある。</p>	<p>けることを検討すべきである。(理由15)</p> <p>賛成する。(理由16)</p>
---	--

以上